

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務

公募型プロポーザル説明書

令和7年10月

鹿児島県

目 次

第1 実施要領	1
1 趣旨	1
2 業務の概要	1
(1) 業務内容等	1
(2) 契約限度額	1
3 参加資格要件	2
(1) 共通事項	2
(2) 単体企業であるプロポーザル参加者に必要な資格.....	2
(3) 設計共同企業体であるプロポーザル参加者に必要な資格.....	3
4 審査等	4
(1) 鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募型プロポーザル審査会... 4	
(2) 審査方法	4
(3) 審査の公開	5
(4) 審査結果の公表	5
5 手続等	6
(1) 日程	6
(2) 担当部局	6
(3) 公告、本プロポーザル説明書等の交付開始 (①)	6
(4) 第1回質問 (②③④⑥)	7
(5) 参加表明書の提出 (⑤)	7
(6) 一次提案書の提出 (⑦)	8
(7) 一次提案書の審査結果通知 (⑨)	9
(8) 第2回質問 (⑩⑪)	9
(9) 二次提案書の提出 (⑫)	10
(10) 二次審査 (公開プレゼンテーション・ヒアリング) (⑬)	10
(11) 最優秀提案者の決定通知 (⑮)	11
6 契約	12
(1) 契約の締結	12
(2) 契約保証金	12
(3) その他の契約関連事項	12
7 留意事項	13
(1) 経費の負担	13
(2) 著作権等の取扱い等	13
(3) 提出書類の取扱い等	13
(4) 失格	13
(5) 説明要求	13
(6) その他	14

第2	提案書作成要領	15
1	一次提案書	15
(1)	実施方針書	15
(2)	その他	15
2	二次提案書	16
(1)	技術提案書	16
3	公開プレゼンテーション用資料	17
4	提案書（概要版）	18
5	提案書作成にあたっての留意事項	18
第3	評価要領	19
1	評価方法	19
2	評価項目及び配点	19
3	一次審査の評価基準	21
4	二次審査の評価基準	22
5	最優秀提案者，次点提案者の決定	22
第4	様式集	23

第1 実施要領

1 趣旨

鹿児島県（以下「県」という。）では、鹿児島県総合体育センター体育館が築後 60 年以上（武道館が築後 50 年以上）経過していることや、県大会の開催等には狭隘であるなどの課題を踏まえ、令和 4 年 3 月にスポーツ・コンベンションセンター基本構想（以下「基本構想」という。）を策定し、スポーツ・コンベンションセンターを鹿児島港本港区エリアに整備することとした。

スポーツ・コンベンションセンターは、基本構想に基づき、スポーツ振興の拠点機能を有し、県民にとって屋内競技の中核をなし、子どもや青少年だけでなく、高齢者も、あらゆる世代の、また、障がい者や県内各地の県民がスポーツに親しむとともに、アスリートにとって、ここから全国・世界に羽ばたいていくシンボリックな施設として整備するものである。

加えて、多目的利用による交流拠点機能を有し、コンサート・イベント等を通じて、県内外からの来訪者で賑わい、感動を与え、大きな経済波及効果をもたらす施設として、永年にわたり県民に親しまれ、誇りとなる施設として整備するものである。

また、観光客等にも開かれた施設とすることで、更なる賑わいの創出や中心市街地の活性化等にもつなげていきたいと考えている。

このほか、自然災害が頻発する中での災害対応機能の分散・強化、障がい者や高齢者も安全で利用しやすいユニバーサルデザインの実現、カーボンニュートラルに向けたゼブレディの導入、桜島の景観を望む本港区エリアにふさわしいデザインを備えた鹿児島のシンボリック施設といった、新たな価値も備えた施設として整備するものである。

本実施要領は、基本構想の内容を具体化できる高度な専門知識と技術力、デザイン力を備えた最適な設計者を、鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務内容等

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

(2) 契約限度額

859,777 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 参加資格要件

(1) 共通事項

この手続きに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、単体企業又は設計共同企業体であって、次に掲げる要件を全て満たすこと。設計共同企業体の場合は、各構成員が次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 次の(㍑)から(㍔)までのいずれかに該当し、客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められないこと。

(㍑) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている

(㍒) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている

(㍓) 破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている

(㍔) 会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている

(㍕) 銀行取引停止処分がなされている

ウ 国税及び鹿児島県税を滞納していないこと。

エ 「鹿児島県建設工事等有資格者の指名停止に関する要綱」に基づく指名停止を受けていないこと。

オ 「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しないこと。

カ 鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募型プロポーザル審査会（以下「設計審査会」という。）の委員を雇用していないこと。

キ 設計審査会の委員が属する企業と資本面又は人事面において関連がないこと。

(2) 単体企業であるプロポーザル参加者に必要な資格

単体企業であるプロポーザル参加者は、(1)に加えて、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 一次提案書の提出時点（令和7年11月19日）までに令和7年度鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加者登録結果一覧表に登録されていること。なお、資格審査に係る担当部局は次のとおり。

鹿児島県土木部監理課建設業許可係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話番号 099-286-3490

ウ 鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務（以下「本業務」という。）における総合、構造、電気設備、機械設備及び積算のそれぞれの分野を統括する直接的かつ恒常的な雇用関係（第3者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、令和7年10月6日以前から継続しているものをいう。以下同じ。）にある技術者（以

下「主任技術者」という。)を配置できること。ただし、主任技術者は、管理技術者及び他の分野の主任技術者を兼ねることはできないものとする。なお、プロポーザル参加者からの委託を受けて、直接的かつ恒常的な雇用関係にある主任技術者を配置する者（以下「協力事務所」という。）は、(1)の要件を全て満たすこと。

エ 本業務を統括する直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者（以下「管理技術者」という。）を配置できること。

オ 一棟の延床面積が 3,000 m²以上の建築物に係る新築、改築又は増築（増築の場合は、増築部分の床面積が 3,000 m²以上の場合に限る。以下「新築等」という。）の実施設計業務の元請としての実績（平成 22 年 4 月 1 日以降に業務が完了し、参加表明書提出日において、当該業務に係る新築等が竣工したもの又は施工中であるものに限る。）があること。

(3) 設計共同企業体であるプロポーザル参加者に必要な資格

設計共同企業体であるプロポーザル参加者は、(1)に加えて、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 構成員の数は 3 者以内とし、任意かつ自主的に結成すること。

イ 各構成員の出資の割合は、代表となる構成員は最大とし、他の構成員は 10 パーセント以上であること。

ウ いずれの構成員（建築士事務所登録が別である支店等を含む。）も、単体企業または他の設計共同企業体の構成員もしくは他のプロポーザル参加者の協力事務所として本プロポーザルに参加することはできないこと。

エ いずれの構成員も、(2)のアからウの要件を満たすこと。

オ 代表となる構成員は、(2)のエ及びオの要件を満たすこと。

4 審査等

(1) 鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募型プロポーザル審査会

設計審査会は、以下の8名で構成する。

(敬称略、委員は五十音順)

分野	氏 名	分野／所属機関（団体）名
委員長	古谷 誠章	建築／公益社団法人 日本建築士会連合会 会長
委員	岩元 幸成	スポーツ／公益財団法人 鹿児島県スポーツ協会 専務理事兼事務局長
委員	小島 規美江	コンベンション・観光／M I C E makes L I N K 主宰
委員	酒匂 一成	防災／鹿児島大学地域防災教育研究センター センター長
委員	柴田 晃宏	建築／鹿児島大学大学院理工学研究科 教授
委員	早部 安弘	建築／早稲田大学理工学術院 教授
委員	藤本 英子	都市計画／京都市立芸術大学 名誉教授
委員	前田 究	スポーツ／鹿児島県パラスポーツ協会 事務局長

(2) 審査方法

本プロポーザルの審査は、一次審査及び二次審査の2段階とし、審査方法は次のとおりとする。

ア 一次審査

(ア) 一次審査通過候補者の選定

5者を目安として、設計審査会において、一次審査通過候補者を選定する。

評価の詳細は、第3 評価要領による。

(イ) 一次審査通過者の決定

設計審査会の選定結果を基に、県において、一次審査通過者を決定する。

イ 二次審査

(ア) 最優秀提案候補者及び次点提案候補者の選定

設計審査会において、最優秀提案候補者及び次点提案候補者を選定する。

評価の詳細は、評価要領による。

(イ) 最優秀提案者及び次点提案者の決定

設計審査会の選定結果を基に、県において、最優秀提案者及び次点提案者の各1者を決定する。

(3) 審査の公開

審査は、二次提案書の提出者が行う公開プレゼンテーション・ヒアリングを除き、非公開とする。

(4) 審査結果の公表

ア 審査結果等については、県ホームページにおいて公表する。

(<https://www.pref.kagoshima.jp/ac12/sekkeigyomu.html>)

イ アに定めるもののほか、プロポーザル参加者に周知する内容についても、県ホームページにおいて随時公表する。

公表内容	公表時期
参加表明書提出者数	参加表明書の提出期限以降
一次提案者数	一次提案書の提出期限以降
一次審査通過者数、一次審査通過者名	一次提案書の審査結果通知以降
・最優秀提案者名及び次点提案者名 ・最優秀提案者の提案書（概要版） ・設計審査会の審査講評	最優秀提案者の決定通知以降

5 手続等

(1) 日程

①	令和7年10月7日	公告, 本プロポーザル説明書等の交付開始
②	令和7年10月8日～15日	第1回質問の受付 (参加表明書に関する内容)
③	令和7年10月8日～22日	第1回質問の受付 (参加表明書に関する内容以外)
④	令和7年10月24日	第1回質問の回答 (参加表明書に関する内容)
⑤	令和7年10月30日	参加表明書の提出
⑥	令和7年10月31日	第1回質問の回答 (参加表明書に関する内容以外)
⑦	令和7年11月13日～19日	一次提案書の提出
⑧	令和7年12月16日	一次審査
⑨	令和7年12月18日	一次提案書の審査結果通知
⑩	令和7年12月18日～22日	第2回質問の受付
⑪	令和7年12月26日	第2回質問の回答
⑫	令和8年1月26日～30日	二次提案書の提出
⑬	令和8年2月14日	二次審査 (公開プレゼンテーション・ヒアリング)
⑭	令和8年2月中旬	二次審査 (審査会)
⑮	令和8年2月中旬	最優秀提案者の決定通知

(2) 担当部局 (以下「事務局」という。)

鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ・コンベンションセンター整備課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 行政庁舎9階

TEL 099-286-2885

FAX 099-286-5597

Mail scc-seibi@pref.kagoshima.lg.jp

県ホームページ <https://www.pref.kagoshima.jp/ac12/sekkeigyomu.html>

(3) 公告, 本プロポーザル説明書等の交付開始 (①)

- ア 配布資料 (ア) 鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募型プロポーザル説明書
(イ) 鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務仕様書
- イ 配布期間 令和7年10月7日(火)～令和8年1月29日(木)午後5時
- ウ 配布場所 県ホームページから入手すること。

(4) 第1回質問 (②③④⑥)

- ア 受付期間 (ア) 参加表明書に関する内容
令和7年10月8日(水)～10月15日(水)午後5時
(イ) 参加表明書に関する内容以外
令和7年10月8日(水)～10月22日(水)午後5時
- イ 提出方法 質問書(様式1)をメールで提出
- ウ 提出先 事務局
- エ 提出確認 質問の提出者には、事務局から受信確認のメールを返信する。
提出日の翌日(県の休日を除く。)までに返信がない場合は、事務局に電話で確認を行うこと。
- オ 回答方法 県ホームページにて回答
- カ 回答日 (ア) 参加表明書に関する内容 令和7年10月24日(金)
(イ) 参加表明書に関する内容以外 令和7年10月31日(金)

(5) 参加表明書の提出 (⑤)

- ア 提出書類 (ア) 参加表明書(様式2)
(イ) 誓約書(様式3)及び一級建築士事務所登録証明書(写し)
(ウ) 設計共同企業体結成届(様式4)
(エ) 設計共同企業体協定書(写し)(様式4-1)
(オ) 委任状(様式4-2)
(カ) 参加者の実績(様式5)及びその実績を証する書類
(キ) 会社概要(任意様式, A4版。資格毎の技術者数を明記すること。)
(ク) 協力事務所同意書・誓約書(様式6)
(ケ) 入札参加資格審査結果の通知書(写し)
- <注意>
- ・ (イ)の一級建築士事務所登録証明書(写し)は、参加表明書提出時点において、令和7年度鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加者登録結果一覧表に登録されていない者のみ提出すること。
 - ・ (ウ)～(オ)は、設計共同企業体の場合のみ提出すること。
 - ・ (ク)の協力事務所同意書・誓約書(様式6)は、協力事務所がある場合のみ提出すること。
 - ・ (ケ)の入札参加資格審査結果の通知書(写し)をウの提出期限までに提出できない者は、当該書類のみ令和7年11月19日(水)午後5時まで提出すること。

- イ 提出部数 各 1 部
- ウ 提出期限 令和 7 年 10 月 30 日(木)午後 5 時
- エ 提出先 事務局
- オ 提出方法 持参又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- 持参の場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時の間に持参すること（県の休日を除く。）。
- 郵便又は信書便により送付する場合は、提出期限までに必着とする。
- 封筒等の表面に朱書きで「鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募型プロポーザル・参加表明書」と明記すること。
- カ 受付番号 参加表明書を受け付けたプロポーザル参加者には、メールで受付番号を通知する。
- なお、提出日の 3 日後（県の休日を除く。）までに通知がない場合は、事務局に電話で確認を行うこと。
- キ 参加資格確認 参加表明書を受け付けたプロポーザル参加者の参加資格要件を随時審査し、その結果をプロポーザル参加者に通知する。
- ク 辞 退 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合には、受付番号と辞退の理由を記載した書面（様式自由）をもって届け出ること。
- なお、辞退することによって、今後、不利益な取扱いを受けることはない。

(6) 一次提案書の提出 (⑦)

- ア 提出書類 (㍿) 一次提案書提出届（様式 7）
- (イ) 実施方針書（作成に当たっては、第 2 提案書作成要領（以下「作成要領」という。）を参照すること。）
- 実施方針書は A 3 版片面横使い 1 枚とする
- (ロ) 参加者（単体企業又は設計共同企業体）の実績等（様式 8）及びその実績を証する書類
- (ハ) 配置予定技術者一覧（様式 9）及び雇用関係を証する書類
- (ニ) 配置予定技術者の資格・実績等（様式 9－1～9－6）及びその資格・実績を証する書類
- (ホ) 設計業務の受賞歴（様式 10）及びそれを証する書類
- (ヘ) 一次提案書の PDF データを保存した CD-R または DVD-R

- イ 提出部数 (ア) 1 部
(イ) 原本 1 部, 複写 12 部
(ウ) 1 部
(エ) 1 部
(オ) 1 部
(カ) 1 部
(キ) 1 枚
- ウ 提出期間 令和 7 年 11 月 13 日 (木) ~ 11 月 19 日 (水) 午後 5 時
- エ 提出先 事務局
- オ 提出方法 持参又は郵便若しくは信書便により送付すること (郵便又は信書便により送付する場合は, 配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)
- 持参の場合は, 午前 8 時 30 分から午後 5 時の間に持参すること (県の休日を除く。)
- 郵便又は信書便により送付する場合は, 令和 7 年 11 月 19 日 (水) 午後 5 時までに必着とする。
- 封筒等の表面に朱書きで「鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募型プロポーザル・一次提案書」と明記すること。
- カ 受領確認 持参の場合は, その場で受領書を交付する。
- 郵便又は信書便の場合は, 受領書をメールで送信する。

(7) 一次提案書の審査結果通知 (⑨)

- ア 通知日 令和 7 年 12 月 18 日 (木)
- イ 通知方法 一次審査結果通知書をメールで送信する。

(8) 第 2 回質問 (⑩⑪)

- ア 受付期間 令和 7 年 12 月 18 日 (木) ~ 12 月 22 日 (月) 午後 5 時
- イ 提出方法 質問書 (様式 1) をメールで提出
- ウ 提出先 事務局
- エ 提出確認 質問の提出者には, 事務局から受信確認のメールを返信する。
- 提出日の翌日 (県の休日を除く。) までに返信がない場合は, 事務局に電話で確認を行うこと。
- オ 回答方法 県ホームページにて回答
- カ 回答日 令和 7 年 12 月 26 日 (金)

(9) 二次提案書の提出 (12)

- ア 提出書類 (ア) 二次提案書提出届 (様式 11)
- (イ) 技術提案書 (作成に当たっては, 作成要領を参照すること。)
- 技術提案書は A 3 版片面横使い 3 枚以内とする
- (ウ) 景観への配慮事項適合チェックリスト (様式 12)
- (エ) 公開プレゼンテーション説明者等届出書 (様式 13)
- (オ) 二次提案書の PDF データを保存した CD-R または DVD-R
- < 注意 >
- ・ (ウ) の景観への配慮事項適合チェックリスト (様式 12) は, 提案内容について, 全ての該当項目が「適」となるよう検討した上で, 同チェックリストを作成し, 判断した根拠が分かる資料と合わせて提出すること。
- イ 提出部数 (ア) 1 部
- (イ) 原本 1 部, 複写 12 部
- (ウ) 1 部
- (エ) 1 部
- (オ) 1 枚
- ウ 提出期間 令和 8 年 1 月 26 日 (月) ~ 1 月 30 日 (金) 午後 5 時
- エ 提出場所 事務局
- オ 提出方法 持参又は郵便若しくは信書便により送付すること (郵便又は信書便により送付する場合は, 配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)
- 持参の場合は, 午前 8 時 30 分から午後 5 時の間に持参すること。
- 郵便又は信書便により送付する場合は, 令和 8 年 1 月 30 日 (金) 午後 5 時までに必着とする。
- 封筒等の表面に朱書きで「鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募型プロポーザル・二次提案書」と明記すること。
- カ 受領確認 持参の場合は, その場で受領書を交付する。
- 郵便又は信書便の場合は, 受領書をメールで送信する。

(10) 二次審査 (公開プレゼンテーション・ヒアリング) (13)

- ア 日 時 令和 8 年 2 月 14 日 (土)
- イ 場 所 鹿児島市内
- ウ 実施方法 Microsoft PowerPoint 2019 を使用し, 15 分以内で説明する。
- エ 留意事項 説明者は 3 名までとする (機材操作者は除く。)
- 説明者は, プロポーザル参加者又は協力事務所に属する者とする。

主たる説明者は、配置予定の管理技術者又は総合主任技術者とする。

説明者は、公開プレゼンテーション説明者等届出書(様式 13)により事前に届け出た者とし、当日、本人確認を行う。

公開プレゼンテーション参加者には、提案書の趣旨等の説明及び設計審査会の委員からの質疑への回答を求める。質疑応答は、全ての公開プレゼンテーション参加者による説明が終了した後に全者を対象に一括して実施する。

公開プレゼンテーションは、ライブ及びアーカイブで配信する。

公開プレゼンテーション時における提案書に記載した事項の追加及び修正は認めない。

指定した時刻に遅れた者は、公開プレゼンテーションに出席できない。

※ 詳細は、二次提案者に対し別途通知する。

(11) 最優秀提案者の決定通知 (15)

ア 通知日 令和 8 年 2 月中旬

イ 通知方法 二次審査結果通知書をメールで送信する。

6 契約

(1) 契約の締結

最優秀提案者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更も含む。協議が不調の場合は、次点提案者と契約の締結協議を行う。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

なお、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約に基づき 1 年以上の履行が継続しているもの又は過去 2 箇年の間に種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約の履行完了日が含まれるものも 1 回の実績とすることができる。

(3) その他の契約関連事項

ア 契約の相手方は、契約の相手方の決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書（電磁的記録をもって作成する場合にあっては、記名したもの）の案を提出しなければならない。

イ 本業務に直接関連する他の委託業務を本業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 未定

ウ 試掘調査・測量調査・地質調査は、建物計画にあわせて基本設計期間に実施すること。

エ 本業務の契約者若しくは協力事務所又はこれらと資本・人事面において関連があると認められる者は、基本構想及び仕様書に掲げる施設の新築工事及びこれに付帯する外構工事（以下「本工事」という。）の入札に参加し又は本工事（下請工事を含む。）を請け負うことはできない。

オ 配置予定技術者は、死亡、病気等のやむを得ない理由があり、発注者が認める場合を除き、変更できない。

7 留意事項

(1) 経費の負担

本プロポーザルの参加に要する経費は、プロポーザル参加者の負担とする。

(2) 著作権等の取扱い等

ア 提案書に係る著作権については、提案書を提出した者（以下「提案者」という。）に帰属するものとする。

イ 上記に関わらず、県は、本プロポーザルの実施や結果の公表（プロポーザル結果の取材に対する資料提供など間接的な公表を含む。）など、本業務に関し必要な範囲で、提案書及び提案者から提出されたその他の書類について、複写及び無償での使用ができるものとする。

(3) 提出書類の取扱い等

ア 参加表明書、一次提案書及び二次提案書（以下「提案書等」という。）の提出は1者につき1つとする。

イ 提出された提案書等の追加、修正及び差替えは認めない。

ウ 提案書等の提出物は返還しない。

エ 公平な審査の妨げとなる恐れがあるため、プロポーザル参加者は提出した提案書等の内容を最優秀提案者が決定される以前には公表しないこと。

(4) 失格

次に掲げる事項を行った者は失格とする。

ア 最優秀提案者及び次点提案者の公表前に、設計審査会の委員、事務局職員に対し、本プロポーザルの事務手続に必要な場合（例：返信が不達の旨の問合せ、参加資格等についての問合せ等）を除き、接触を求めた者。

イ 提案書の提出後、参加資格要件を満たさなくなった者。

ウ その他、県が不適格と認めた者。

(5) 説明要求

ア 審査結果の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日（県の休日を除く。）以内に、書面により、理由について説明を求めることが出来る。

イ 前号の回答については、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により行うものとする。

ウ 審査結果について、電話、メール等による問合せには応じない。

(6) その他

ア 本プロポーザルにおいて使用する言語，通貨，時刻及び単位は，日本語，日本国通貨，日本標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。

イ 参加表明書又は一次提案書の提出が 1 者の場合，その他公正なプロポーザルが確保できないと判断される場合は，本プロポーザルを中止することがある。その場合，県ホームページで公開し，プロポーザル参加者にその旨を通知する。

ウ この調達は，世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

第2 提案書作成要領

本作成要領は、提案書の作成について必要な事項を定めるものである。

1 一次提案書

(1) 実施方針書

ア 記載する項目

- 基本構想を踏まえた設計のコンセプトを明記するとともに、設計する上で重視する事項を提案すること。 特に、技術提案書で求めるテーマ1，テーマ2について、設計に向けての考え方を示すこと。 - 設計チームの体制・特徴，業務工程を提案すること。 - 建設費の積算に当たり，どのように建設市況を反映させる考えか提案すること。 - 設計業務を進める上での県内企業等の活用について提案すること。	A3 1枚 (片面横使い)
---	------------------

イ 作成要領

- (ア) プロポーザル参加者独自に考案したものとする。
- (イ) 基本的な考え方を文章で表現することを原則とし，視覚的表現については，文章を補完するために必要となる図，表，簡単なスケッチ等のみ認める。詳細な設計図，模型（模型写真を含む），詳細な透視図等は認めない。
- (ウ) 上記のほか，「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」（大臣官房官庁営繕部，平成30年4月2日付け事務連絡）の「（別紙1）技術提案における視覚的表現の許容範囲」を遵守すること。
- (エ) レイアウト及び色彩の使用は自由とする。ただし，白黒で複写しても判読できるようにすること。
- (オ) 文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。図，表，簡単なスケッチ等に添える文字の大きさは10.5ポイント未満でも可とするが，読みやすい大きさであること。
- (カ) 事務所名等の表示及びプロポーザル参加者が特定できる表現は不可とする。
- (キ) 各用紙の右上に受付番号を表示すること。

(2) その他

「参加者（単体企業又は設計共同企業体）の実績等（様式8）」，「配置予定技術者一覧（様式9）」，「配置予定技術者の資格・実績等（様式9-1～様式9-6）」，「設計業務の受賞歴（様式10）」については，当該資料の内容に基づき評価を行うため，実施方針書には同様の内容を記載しないこと。

2 二次提案書

(1) 技術提案書

ア 記載する項目

テーマ1 <u>県民の健康増進とスポーツの振興に加え、イベントにも有効活用できる施設</u> - 基本構想に基づく本施設の機能（スポーツ振興の拠点機能＋多目的利用による交流拠点機能）を最大限に発揮させるため、どのような工夫を行うのか提案すること。 - 施設の運営を見据えて、諸室配置や動線をどのような考えのもとに設計するのか提案すること。 - 中学・高校・県民レベルの各種スポーツ大会、大規模スポーツ大会、コンサート・MICE 等のイベントなど、各主催者・運営者にとって使いやすい施設となるため、どのような工夫を行うのか提案すること。 テーマ2 <u>桜島の景観を望む本港区エリアにふさわしいデザインを備えた鹿児島県のシンボリック施設</u> - 本施設が、本港区エリアにおいて魅力的な景観形成に資するものとなるよう、遠景・中景・近景・夜間景観・海から見た市街地の景観の重要性をどのように認識し、その上でどのようにデザインするのか、イメージ図や概念図を含め提案すること。 - 通行する車両や人に対して圧迫感を与えないための具体的な方策を提案すること。 - 桜島の眺望にどのように配慮するのか提案すること。 - 本施設が桜島や錦江湾、ウォーターフロントパークと調和した憩いの場となり、同パークと連携して活用されるため、どのような工夫を行うのか提案すること。 - 仕上げ材に県産材や県産品を使用するよう努めるなど、地域資源の積極的な活用について提案すること。 テーマ3 <u>インバウンドを含めた観光振興や賑わいの創出、中心市街地の活性化</u> - 本県の観光振興にとって本港区エリアがどのような場所であると理解し、どのように設計に活かすのか提案すること。 - 施設利用者のみならず、県民や観光客が気軽に立ち寄れる開かれた施設としての設計に向けた計画を提案すること。 - 飲食・物販機能を有する中心市街地への回遊性を高め、中心市街地と連携しながら、地域全体を発展させるための方策を提案すること。	A3 3枚 (片面横使い)
---	--------------------------

テーマ4 <u>障がい者や高齢者も安全で利用しやすいユニバーサルデザインの実現</u> ・ 高齢者や子ども，障がい者（障害者基本法に基づく），性的マイノリティを含む利用者全員が心地よく施設を利用できるよう，ユニバーサルデザインの理念・考え方をどのように捉え，設計を行っていくのか提案すること。 ・ また，インクルーシブデザインの理念・考え方をどのように実践していくのか提案すること。 テーマ5 <u>構造性能・環境性能の合理化，災害対応機能の分散・強化</u> ・ 大空間の構造体や建築設備に要求される機能性や合理性をどのように捉え，設計に反映させるのか提案すること。 ・ 再生可能エネルギーの導入や，省エネルギーに寄与する機器・システムの導入等，温室効果ガスの排出抑制をどのように設計に反映させるのか提案すること。 ・ 建設や維持管理に要するライフサイクルコストの縮減について提案すること。 ・ 災害発生時における避難所などとして，地震や台風，豪雨など自然災害が頻発する中での災害対応機能について提案すること。 ・ 整備地については，敷地のごく一部が0.5m未満の洪水浸水区域に含まれていることから，浸水・冠水対策について提案すること。	
--	--

イ 作成要領

- (ア) プロポーザル参加者独自に考案したものとする。
- (イ) 考え方を文章，図，表，写真，パース図等を用いて記述すること。
- (ウ) レイアウト及び色彩の使用は自由とする。ただし，白黒で複写しても判読できるようにすること。
- (エ) 文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。図，表，写真，パース図等に添える文字の大きさは10.5ポイント未満でも可とするが，読みやすい大きさであること。
- (オ) 事務所名等の表示及びプロポーザル参加者が特定できる表現は不可とする。
- (カ) 各用紙の右上に受付番号を表示すること。

3 公開プレゼンテーション用資料

- (1) 公開プレゼンテーション時にスクリーンへ投影し，プロポーザル参加者が設計審査会の委員へ提案書の説明を行うための資料を作成すること。
- (2) 記載できる内容は，提案書に記載したものに限る。
- (3) 説明者3人以内（説明者とは別に機械操作者1名の追加は可能。）が持ち時間15分で説明できる分量とすること。
- (4) MicrosoftPowerPoint2019 で起動できること。

4 提案書（概要版）

- (1) 最優秀提案者の提案概要を県ホームページで公表するため、最優秀提案者は、提案書に記載した内容を基に提案書（概要版）を作成すること。
- (2) 詳細については、最優秀提案者の決定通知以降に県と協議すること。

5 提案書作成にあたっての留意事項

- (1) 提案書は、本業務を担う最適な設計者の資質を見極めるためのものであり、単に提案内容の優劣を評価するものではない。
- (2) 提案のための情報収集として、基本構想に関連する関係者等への問い合わせを行ってはいらない。
- (3) 基本構想を踏まえて提案することを原則とする。ただし、より良い提案を行うことは妨げない。
- (4) CD-R または DVD-R での電子データの提出に当たっては、事前にウイルスチェックを行うこと。また、CD-R または DVD-R 及びケースに受付番号を記すこと。

第3 評価要領

本評価要領は、一次審査、二次審査における提案書の評価に係る事務について必要な事項を定めるものである。

1 評価方法

- (1) 設計審査会は、本評価要領に基づいて一次審査及び二次審査の評価を行う。
- (2) 一次審査では、一次提案書について、設計審査会の委員の合議により評価を行い、上位5者程度を一次審査通過候補者として選定する。
- (3) 二次審査では、二次提案書について、設計審査会の委員の合議により評価を行い、評価点合計の最も高い者を最優秀提案候補者、次に高い者を次点提案候補者として選定する。

2 評価項目及び配点

一次審査及び二次審査の評価項目及び配点は、次の表のとおりとする。

【一次審査】

評価項目		評価内容	配点	合計
1	実施方針書	・設計コンセプト(テーマ1, テーマ2に係る考え方を含む) ・設計で重視する事項 ・業務体制・特徴, 業務工程 ・コスト管理方針 ・県内企業等の活用	60	100
2	プロポーザル参加者の実績	・プロポーザル参加者の実績	15	
3	配置予定技術者の実績	・管理技術者, 主任技術者の実績	10	
4	配置予定技術者の資格	・管理技術者, 主任技術者の資格	5	
5	設計業務の受賞歴	・プロポーザル参加者, 管理技術者, 主任技術者の受賞歴	10	

【二次審査】

評価項目			評価内容	配点	合計
1	技術提案書 (テーマ1)	県民の健康増進とスポーツの振興に加え、イベントにも有効活用できる施設	・本施設の機能を最大限に発揮させる工夫 ・諸室配置，動線計画 ・各主催者，運営者にとって使いやすい施設となるための工夫	25	100
2	技術提案書 (テーマ2)	桜島の景観を望む本港区エリアにふさわしいデザインを備えた鹿児島県のシンボリック施設	・魅力的な景観形成に資するデザイン性，遠景・中景・近景・夜間景観・海から見た市街地の景観の認識 ・圧迫感を与えない方策 ・桜島の眺望への配慮 ・ウォーターフロントパーク等との調和・連携 ・県産材・県産品の活用	20	
3	技術提案書 (テーマ3)	インバウンドを含めた観光振興や賑わいの創出，中心市街地の活性化	・本港区エリアの理解 ・県民や観光客が気軽に立ち寄れる開かれた施設 ・中心市街地への回遊性を高める方策	20	
4	技術提案書 (テーマ4)	障がい者や高齢者も安全で利用しやすいユニバーサルデザインの実現	・ユニバーサルデザインの理念・考え方を捉えた設計 ・インクルーシブデザインの理念・考え方の実践	15	
5	技術提案書 (テーマ5)	構造性能・環境性能の合理化，災害対応機能の分散・強化	・大空間の構造体や建築設備に要求される機能性・合理性 ・温室効果ガスの排出抑制 ・ライフサイクルコストの削減 ・災害対応機能 ・浸水・冠水対策	20	

3 一次審査の評価基準

(1) 実施方針書【60点】

業務の理解度，提案の的確性，具体性，独創性，実現可能性の観点から総合的に評価する。

評価	内容	評価点
A	優れている	配点×1.00
B	やや優れている	配点×0.75
C	通常	配点×0.50
D	やや劣っている	配点×0.25
E	劣っている	配点×0.00

(2) プロポーザル参加者の実績【15点】

参加者（単体企業又は設計共同企業体）の実績等（様式8）に基づき，各プロポーザル参加者の実績を比較の上，総合的に評価する。

項目	同種・類似業務の実績		立地条件を踏まえた業務の実績	
評点	同種業務※1の実績あり	8	立地条件を踏まえた業務※3の実績あり	7
	類似業務※2の実績あり	4	なし	0
	いずれもなし	0		

※1 「同種業務」

一の空間で2,500席以上の観覧席（固定席に限る，以下同じ。）を有する運動施設（令和6年国交省告示第8号別添二に掲げる建築物の類型第三号の用途，以下同じ。）に係る新築，改築又は増築（増築の場合は，増築部分に当該施設が含まれる場合に限る。以下「新築等」という。）の実施設設計。

※2 「類似業務」

一の空間で1,000席以上の観覧席を有する運動施設又は一室で1,000席以上の客席を有する劇場等（建築基準法別表第一（一）の用途，以下同じ。）に係る新築等の実施設設計。

※3 「立地条件を踏まえた業務」

鹿児島県内の建築物（一棟の延床面積が3,000㎡以上の建築物の新築等に限る。）に係る実施設設計

(3) 配置予定技術者の実績【10点】

配置予定技術者の資格・実績等（様式9-1～様式9-6）に基づき，各プロポーザル参加者の配置予定技術者の設計業務の実績を比較の上，総合的に評価する。

(4) 配置予定技術者の資格【5点】

配置予定技術者の資格・実績等（様式9-1～様式9-6）に基づき，各プロポーザル参加者の配置予定技術者の資格を比較の上，総合的に評価する。

(5) 設計業務の受賞歴【10点】

設計業務の受賞歴（様式10）に基づき，各プロポーザル参加者及びその配置予定技術者の設計業務の受賞歴を比較の上，総合的に評価する。

4 二次審査の評価基準

技術提案書【100点】

テーマに対する理解度，提案の的確性，具体性，独創性，実現可能性及びプロポーザル参加者の積極性の観点から総合的に評価する。

なお，一次審査における評価結果は考慮しない。

評価	内容	評価点
A	特に優れている	各項目の配点×1.00
B	優れている	各項目の配点×0.75
C	やや優れている	各項目の配点×0.50
D	通常	各項目の配点×0.25
E	やや劣っている	各項目の配点×0.00

5 最優秀提案者，次点提案者の決定

- (1) 二次審査の評価点合計の最も高い者を最優秀提案候補者，次に高い者を次点提案候補者として選定する。
- (2) 評価点合計の最も高い者が複数となった場合は，設計審査会の委員の投票により順位付けを行う。
- (3) 二次審査の選定結果を基に，県において，最優秀提案者，次点提案者の各1者を決定する。

質問書

住所
名称
代表者
担当者職氏名
TEL
FAX
E-mail

質問回数	〇回目
質問数	

No.	資料名	頁	質問内容
1			
2			
3			
4			

【注意事項】

- ・質問ごとに欄を分けて、簡潔に記載してください。
- ・必要に応じて、行の高さの変更、行の追加・削除、ページの追加等を行ってください。
- ・「資料名」「頁」欄は、該当するものがない場合は記載する必要はありません。

提出方法	Excel形式のままメールに添付し、下記アドレスへ提出してください。 メールの件名は「プロポーザル質問書」としてください。
提出期間	第1回(参加表明書に関する内容)：令和7年10月8日(水)～同月15日(水) 午後5時まで 第1回(参加表明書に関する内容以外)：令和7年10月8日(水)～同月22日(水) 午後5時まで 第2回：令和7年12月18日(木)～同月22日(月) 午後5時まで
提出先	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ・コンベンションセンター整備課 E-mail: scc-seibi@pref.kagoshima.lg.jp

(様式2)

受付番号	
------	--

※事務局記載欄

参加表明書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住所
名称
代表者 印

※設計共同企業体で参加する場合は、次のとおり記載してください。	
設計共同企業体の名称	
代表構成員	
住所	
名称	
代表者	印
構成員	
住所	
名称	
代表者	印
構成員	
住所	
名称	
代表者	印

令和7年10月7日付けで公告があった鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募型プロポーザルへの参加を希望します。

(担当者)
所属企業等名
職氏名
TEL
FAX
E-mail

【添付資料一覧】	
① 誓約書（様式3）及び一級建築士事務所登録証明書（写し）※1	設計共同企業体の場合のみ提出
② 設計共同企業体結成届（様式4）	
③ 設計共同企業体協定書（写し）（様式4-1）	
④ 委任状（様式4-2）	
⑤ 参加者の実績（様式5）及びその実績を証する書類	
⑥ 会社概要（任意様式、A4版。資格毎の技術者数を明記すること。）	
⑦ 協力事務所同意書・誓約書（様式6）※2	
⑧ 入札参加資格審査結果の通知書（写し）	
※1 令和7年度鹿児島県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に記載されている者は、一級建築士事務所登録証明書（写し）の添付は必要ありません。	
※2 協力事務所がある場合のみ提出すること。	

提出方法	持参又は郵便若しくは信書便により提出してください。
提出期限	令和7年10月30日（木）午後5時まで
提出先	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ・コンベンションセンター整備課

(様式3)

受付番号	
------	--

※事務局記載欄

誓約書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住所
名称
代表者

印

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募型プロポーザルへの参加にあたっては、次のとおり事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しません。
- 2 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て、破産法に基づく破産手続開始の申立て、会社法に基づく特別清算開始の申立て、銀行取引停止処分はなされていません。
- 3 国税及び鹿児島県税に滞納はありません。
- 4 「鹿児島県建設工事等有資格者の指名停止に関する要綱」に基づく指名停止期間中ではありません。
- 5 「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等ではありません。
- 6 鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募型プロポーザル審査会（以下「設計審査会」という。）の委員を雇用していません。
- 7 設計審査会の委員が属する企業と資本面又は人事面において関連はありません。

※設計共同企業体の場合は、構成員ごとに記名押印の上、提出してください。

(様式 4)

受付番号	
------	--

※事務局記載欄

設計共同企業体結成届

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

設計共同企業体の名称

代表構成員

住所

名称

代表者

印

構成員

住所

名称

代表者

印

構成員

住所

名称

代表者

印

この度、鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募型プロポーザルに参加するため、設計共同企業体を結成したので、設計共同企業体協定書及び委任状を添えて届け出ます。

なお、この届け及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

※協定書及び委任状は、様式 4-1、4-2 を参考に作成すること。

(様式4-1)

受付番号	
------	--

※事務局記載欄

〇〇設計共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務(以下「設計業務」という。)の受託

(2) 前号に付随する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇設計共同企業体(以下「当共同企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同企業体は、〇〇年〇月〇日に成立し、第1条に規定する設計業務に係る委託契約の履行後12箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 設計業務を受託することができなかった時は、当共同企業体は、前項の規定に関わらず、設計業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇設計事務所

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇設計事務所

(代表者の名称)

第6条 当共同企業体は、〇〇設計事務所を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同企業体の代表者は、設計業務の履行に関し、当共同企業体を代表してその権限を行使することを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限及び請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求・受領並びに当共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当共同企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、設計業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇設計事務所 〇〇%

〇〇設計事務所 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を斟酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに設計業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、その他の当共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、設計業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、設計業務の委託契約の履行に際し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同企業体の取引金融機関は、〇〇銀行(〇〇支店)とし、代表者の名義により設けられた預金口座により取引するものとする。

(決算)

第12条 当共同企業体は、設計業務が完了したとき決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募型プロポーザル

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当共同企業体が設計業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち設計業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する出資の割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益金を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第17条 当共同企業体は、構成員のうちいずれかが、設計業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産手続開始の決定又は解散に対する処置）

第18条 構成員のうちいずれかが設計業務途中において破産手続開始の決定又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

（代表者の変更）

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者の承認により残存構成員を代表者としてすることができるものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第20条 当共同企業体が解散した後においても、設計業務に瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責めを負うものとする。

（協定書に定めのない事項）

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇設計事務所ほか〇社は、上記のとおり〇〇設計共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印して、各自所持するものとする。

令和〇〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇設計事務所
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇設計事務所
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇設計事務所
代表取締役 〇〇〇〇 印

(様式 4-2)

受付番号	
------	--

※事務局記載欄

委任状

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

設計共同企業体の名称

構成員
住所
名称
代表者

印

下記の者を代理人と定め、次の 1 に掲げる業務に関して、2 に掲げる権限を委任します。

- 1 委任業務 鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務
- 2 委任事項 (1) プロポーザル関係書類の提出及び受領に関する件
 (2) 契約締結に関する件

記

(代理人) 設計共同企業体の名称

代表構成員
住所
名称
代表者

印

※代表以外の構成員数が 2 の場合、構成員ごとに記名押印の上、提出してください。

(様式5)

受付番号	
------	--

※事務局記載欄

令和 年 月 日

参加者の実績

参加者の名称	
--------	--

参加資格要件（第1 実施要領 3-(2)-オ）を満たす業務の実績（※1）	
設計業務名称	
新築等	☐ 新築 ☐ 改築 ☐ 増築
基本・実施	☐ 実施設計 ☐ 基本・実施設計
受注形態	☐ 単体企業 ☐ 設計共同企業体
設計業務（※2）	H・R 年 月 ～ H・R 年 月
工事期間（※3）	H・R 年 月 ～ H・R 年 月
業務概要	建物名称：（例）鹿児島県立体育館 場 所：（例）鹿児島県鹿児島市 番 町 用 途：（例）体育館 構 造：（例）RC造（一部S造）、地下2階・地上4階建て 規 模： 延床面積 （例）3,000 m ² （増築の場合は増築部分の床面積）

【注意事項】	
※1 延床面積3,000㎡以上の施設に係る新築等の実施設計を元請けとして完了した業務実績について記載すること。	
※2 平成22年4月1日から参加表名書提出日までの間に設計業務が完了していること。	
※3 竣工又は工事着手していること。工事中の場合は予定完了年月を記載し、（予定）と追記すること。	
※4 記載した実績を証する書類を添付すること。 （例）TECRIS写し、PUBDIS写し、設計業務委託契約書の写し、設計業務委託仕様書写し、図面写し、確認申請（計画通知）書の写し、完了通知書の写し、発注者が発行した証明書、雑誌の写し等。	
提出方法	持参又は郵便若しくは信書便により提出してください。
提出期限	令和7年10月30日(木)午後5時まで
提出先	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ・コンベンションセンター整備課

(様式6)

受付番号	
------	--

※事務局記載欄

協力事務所 同意書・誓約書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住所
名称
代表者

印

(参加者の名称)が鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務を受託した場合の協力について同意します。また、協力事務所としては、次のとおり事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しません。
- 2 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て、破産法に基づく破産手続開始の申立て、会社法に基づく特別清算開始の申立て、銀行取引停止処分はなされておられません。
- 3 国税及び鹿児島県税に滞納はありません。
- 4 「鹿児島県建設工事等有資格者の指名停止に関する要綱」に基づく指名停止期間中ではありません。
- 5 「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等ではありません。
- 6 鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募型プロポーザル審査会（以下「設計審査会」という。）の委員を雇用していません。
- 7 設計審査会の委員が属する企業と資本面又は人事面において関連はありません。

※ 建築士事務所の登録を受けている者は、その証明書の写しを添付してください。
ただし、令和7年度鹿児島県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登録されている者は添付する必要はありません。

(様式 7)

受付番号			
------	--	--	--

※記載して提出すること。

令和 年 月 日

一次提案書 提出届

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住所
名称
代表者

印

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募型プロポーザルについて、別添のとおり一次提案書を提出します。

(担当者)

所属企業等名

職氏名

TEL

FAX

E-mail

【提出物】

- | | |
|---|--------------------|
| ① 実施方針書 A 3 版 (片面横使い) 1 枚 | : 原本 1 部, 複写 1 2 部 |
| ② 参加者 (単体企業又は設計共同企業体) の実績等 (様式 8) 及びその実績を証する書類 | : 1 部 |
| ③ 配置予定技術者一覧 (様式 9) 及び雇用関係を証する書類 | : 1 部 |
| ④ 配置予定技術者の資格・実績等 (様式 9-1 ~ 9-6) 及びその資格・実績を証する書類 | : 1 部 |
| ⑤ 設計業務の受賞歴 (様式 10) 及びそれを証する書類 | : 1 部 |
| ⑥ 一次提案書の PDF データを保存した CD-R または DVD-R | : 1 枚 |

提出方法	持参又は郵便若しくは信書便により提出してください。
提出期間	令和 7 年 11 月 13 日 (木) ~ 同月 19 日 (水) 午後 5 時まで
提出先	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ・コンベンションセンター整備課

(様式8)

受付番号			
------	--	--	--

※記載して提出すること。

令和 年 月 日

参加者（単体企業又は設計共同企業体）の実績等

参加者の名称	
--------	--

同種・類似業務の実績

業務区分(※1)	業務内容(※2)	受注形態	施設名称	所在地	用途	構造・規模 延床面積 席数(※3)	完成年月 (予定)	設計業務 完了年月
☐ 同種業務 ☐ 類似業務		☐ 単独 ☐ JV ☐ 協力			☐ 運動施設 ☐ 劇場等	造- / m ² 席		
☐ 同種業務 ☐ 類似業務		☐ 単独 ☐ JV ☐ 協力			☐ 運動施設 ☐ 劇場等	造- / m ² 席		

立地条件を踏まえた業務の実績

業務内容(※2)	受注形態	施設名称	所在地	用途	構造・規模 延床面積 (※3)	完成年月 (予定)	設計業務 完了年月
	☐ 単独 ☐ JV ☐ 協力				造- / m ²		

【注意事項】

- ※1 「業務区分」欄の用語の定義は次のとおりとする。
- ・同種業務：一の空間で2,500席以上の観覧席を有する運動施設に係る新築等の実施設計
 - ・類似業務：一の空間で1,000席以上の観覧席を有する運動施設又は一室で1,000席以上の客席を有する劇場等に係る新築等の実施設計
 - ・立地条件を踏まえた業務：鹿児島県内の建築物（一棟の延床面積が3,000m²以上の建築物の新築等に限る。）に係る実施設計
- ※2 業務内容には、業務種別（「基本設計」、「実施設計」）がわかるよう記載すること。なお、同一施設の基本設計及び実施設計の両業務を行っている場合は、両方記載すること。
- ※3 構造・規模は、構造種別一地上階数／地下階数を記述すること。（例：RC造-4／1）
- ※4 記載した実績を証する書類を添付すること。
（例）TECRIS写し、PUBDIS写し、設計業務委託契約書の写し、設計業務委託仕様書写し、図面写し、確認申請（計画通知）書の写し、完了通知書の写し、発注者が発行した証明書、雑誌の写し等。
- ※5 記載できる件数は、同種・類似業務の実績は最大2件、立地条件を踏まえた業務の実績は1件とする。

提出方法	持参又は郵便若しくは信書便により提出してください。
提出期間	令和7年11月13日(木)～同月19日(水)午後5時まで
提出先	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ・コンベンションセンター整備課

(様式 9)

受付番号			
------	--	--	--

※記載して提出すること。

令和 年 月 日

配置予定技術者一覧

参加者の名称

配置技術者	所属企業等 / 氏名	協力事務所を活用する理由(※4)
1 管理技術者	所属 : 職 : 氏名 :	
2 総合主任技術者	所属 : 職 : 氏名 :	
3 構造主任技術者	所属 : 職 : 氏名 :	
4 電気設備主任技術者	所属 : 職 : 氏名 :	
5 機械設備主任技術者	所属 : 職 : 氏名 :	
6 積算主任技術者	所属 : 職 : 氏名 :	

【注意事項】

- ※1 氏名にはふりがなを振ること。
 ※2 設計共同企業体の場合、管理技術者は代表構成員に所属する者を配置すること。
 ※3 所属企業等には、設計共同企業体の場合は設計共同企業体名ではなく構成員企業等名を記載すること。
 ※4 主任技術者は、業務の一部を再委託する協力事務所に所属する者を配置することも可能である。
 その場合は、協力事務所を活用する理由を記載すること。
 ※5 各技術者ごとに、令和7年10月6日以前から所属企業等と雇用関係があることを証する書類を添付すること。
 (例) 健康保険被保険者証の写し、健康保険・厚生年金標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額の通知書の写し等

提出方法	持参又は郵便若しくは信書便により提出してください。
提出期間	令和7年11月13日(木)～同月19日(水)午後5時まで
提出先	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ・コンベンションセンター整備課

(様式 9-1)

受付番号			
------	--	--	--

※記載して提出すること。

令和 年 月 日

管理技術者の資格・実績等

参加者の名称			
氏 名			生年月日 S・H 年 月 日
所属企業等名			☐ 単体企業 ☐ 設計共同企業体（代表構成員）
	(入社年月) S・H・R 年 月		
保有資格(※1)	資格名称	登録番号	取得年月日
			S・H・R 年 月 日
			S・H・R 年 月 日
			S・H・R 年 月 日

同種・類似業務の実績(※2)

業務区分(※3)	業務内容(※4)	受注形態	施設名称	所在地	用途	構造・規模 延床面積 席数(※5)	完成年月 (予定)	設計業務 完了年月
☐ 同種業務 ☐ 類似業務		☐ 単独 ☐ JV ☐ 協力			☐ 運動施設 ☐ 劇場等	造- / m ² 席		
☐ 同種業務 ☐ 類似業務		☐ 単独 ☐ JV ☐ 協力			☐ 運動施設 ☐ 劇場等	造- / m ² 席		

立地条件を踏まえた業務の実績(※2)

業務内容(※4)	受注形態	施設名称	所在地	用途	構造・規模 延床面積 (※5)	完成年月 (予定)	設計業務 完了年月
	☐ 単独 ☐ JV ☐ 協力				造- / m ²		

【注意事項】

- ※1 「保有資格」は建築設計に係るものについて記載することとし、必要に応じて行を追加すること。
- ※2 管理技術者の業務実績は、本様式に記載する所属企業等名とは別の所属での実績でも差し支えない。
- ※3 「業務区分」欄の用語の定義は次のとおりとする。
- ・同種業務：一の空間で2,500席以上の観覧席を有する運動施設に係る新築等の実施設計
 - ・類似業務：一の空間で1,000席以上の観覧席を有する運動施設又は一室で1,000席以上の客席を有する劇場等に係る新築等の実施設計
 - ・立地条件を踏まえた業務：鹿児島県内の建築物（一棟の延床面積が3,000m²以上の建築物の新築等に限る。）に係る実施設計
- ※4 業務内容には、業務種別（「基本設計」、「実施設計」）がわかるよう記載すること。なお、同一施設の基本設計及び実施設計の両業務を行っている場合は、両方記載すること。
- ※5 構造・規模は、構造種別一地上階数／地下階数を記述すること。（例：RC造-4／1）
- ※6 記載した資格・実績を証する書類を添付すること。
- （例）TECRIS写し、PUBDIS写し、設計業務委託契約書の写し、設計業務委託仕様書写し、図面写し、確認申請（計画通知）書の写し、完了通知書の写し、発注者が発行した証明書、雑誌の写し等。
- ※7 記載できる件数は、同種・類似業務の実績は最大2件、立地条件を踏まえた業務の実績は1件とする。

提出方法	持参又は郵便若しくは信書便により提出してください。
提出期間	令和7年11月13日(木)～同月19日(水)午後5時まで
提出先	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ・コンベンションセンター整備課

(様式 9-2)

受付番号			
------	--	--	--

※記載して提出すること。

令和 年 月 日

総合主任技術者の資格・実績等

参加者の名称			
氏 名			生年月日 S・H 年 月 日
所属企業等名			☐ 単体企業 ☐ 設計共同企業体 (☐ 代表構成員 ☐ 構成員) ☐ 協力事務所
	(入社年月) S・H・R 年 月		
保有資格(※1)	資格名称	登録番号	取得年月日
			S・H・R 年 月 日
			S・H・R 年 月 日

同種・類似業務の実績(※2)

業務区分(※3)	業務内容(※4)	受注形態	施設名称	所在地	用途	構造・規模 延床面積 (※5)	完成年月 (予定)	設計業務 完了年月
☐ 同種業務 ☐ 類似業務		☐ 単独 ☐ JV ☐ 協力			☐ 運動施設 ☐ 劇場等	造- / m ² 席		
☐ 同種業務 ☐ 類似業務		☐ 単独 ☐ JV ☐ 協力			☐ 運動施設 ☐ 劇場等	造- / m ² 席		

立地条件を踏まえた業務の実績(※2)

業務内容(※4)	受注形態	施設名称	所在地	用途	構造・規模 延床面積(※5)	完成年月 (予定)	設計業務 完了年月
	☐ 単独 ☐ JV ☐ 協力				造- / m ²		

【注意事項】

- ※1 「保有資格」は建築設計に係るものについて記載することとし、必要に応じて行を追加すること。
- ※2 主任技術者の業務実績は、本様式に記載する所属企業等名とは別の所属での実績でも差し支えない。
- ※3 「業務区分」欄の用語の定義は次のとおりとする。
- ・同種業務：一の空間で2,500席以上の観覧席を有する運動施設に係る新築等の実施設計
 - ・類似業務：一の空間で1,000席以上の観覧席を有する運動施設又は一室で1,000席以上の客席を有する劇場等に係る新築等の実施設計
- ・立地条件を踏まえた業務：鹿児島県内の建築物（一棟の延床面積が3,000㎡以上の建築物の新築等に限る。）に係る実施設計
- ※4 業務内容には、業務種別（「基本設計」、「実施設計」）がわかるよう記載すること。なお、同一施設の基本設計及び実施設計の両業務を行っている場合は、両方記載すること。
- ※5 構造・規模は、構造種別一地上階数/地下階数を記述すること。（例：RC造-4/1）
- ※6 記載した資格・実績を証する書類を添付すること。
- （例）TECRIS写し、PUBDIS写し、設計業務委託契約書の写し、設計業務委託仕様書写し、図面写し、確認申請（計画通知）書の写し、完了通知書の写し、発注者が発行した証明書、雑誌の写し等。
- ※7 記載できる件数は、同種・類似業務の実績は最大2件、立地条件を踏まえた業務の実績は1件とする。

提出方法	持参又は郵便若しくは信書便により提出してください。
提出期間	令和7年11月13日(木)～同月19日(水)午後5時まで
提出先	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ・コンベンションセンター整備課

(様式9-3)

受付番号			
------	--	--	--

※記載して提出すること。

令和 年 月 日

構造主任技術者の資格・実績等

参加者の名称			
氏 名	生年月日 S・H 年 月 日		
所属企業等名	☐ 単体企業 ☐ 設計共同企業体 (☐ 代表構成員 ☐ 構成員) ☐ 協力事務所		
	(入社年月) S・H・R 年 月		
保有資格(※1)	資格名称	登録番号	取得年月日
			S・H・R 年 月 日
			S・H・R 年 月 日

同種・類似業務の実績(※2)

業務区分(※3)	業務内容(※4)	受注形態	施設名称	所在地	用途	構造・規模 延床面積 (※5)	完成年月 (予定)	設計業務 完了年月
☐ 同種業務 ☐ 類似業務		☐ 単独 ☐ JV ☐ 協力			☐ 運動施設 ☐ 劇場等	造- / m ² 席		
☐ 同種業務 ☐ 類似業務		☐ 単独 ☐ JV ☐ 協力			☐ 運動施設 ☐ 劇場等	造- / m ² 席		

立地条件を踏まえた業務の実績(※2)

業務内容(※4)	受注形態	施設名称	所在地	用途	構造・規模 延床面積(※5)	完成年月 (予定)	設計業務 完了年月
	☐ 単独 ☐ JV ☐ 協力				造- / m ²		

【注意事項】

- ※1 「保有資格」は建築設計に係るものについて記載することとし、必要に応じて行を追加すること。
- ※2 主任技術者の業務実績は、本様式に記載する所属企業等名とは別の所属での実績でも差し支えない。
- ※3 「業務区分」欄の用語の定義は次のとおりとする。
- ・同種業務：一の空間で2,500席以上の観覧席を有する運動施設に係る新築等の実施設計
 - ・類似業務：一の空間で1,000席以上の観覧席を有する運動施設又は一室で1,000席以上の客席を有する劇場等に係る新築等の実施設計
- ・立地条件を踏まえた業務：鹿児島県内の建築物（一棟の延床面積が3,000m²以上の建築物の新築等に限る。）に係る実施設計
- ※4 業務内容には、業務種別（「基本設計」、「実施設計」）がわかるよう記載すること。なお、同一施設の基本設計及び実施設計の両業務を行っている場合は、両方記載すること。
- ※5 構造・規模は、構造種別一地上階数/地下階数を記述すること。（例：RC造-4/1）
- ※6 記載した資格・実績を証する書類を添付すること。
- （例）TECRIS写し、PUBDIS写し、設計業務委託契約書の写し、設計業務委託仕様書写し、図面写し、確認申請（計画通知）書の写し、完了通知書の写し、発注者が発行した証明書、雑誌の写し等。
- ※7 記載できる件数は、同種・類似業務の実績は最大2件、立地条件を踏まえた業務の実績は1件とする。

提出方法	持参又は郵便若しくは信書便により提出してください。
提出期間	令和7年11月13日(木)～同月19日(水)午後5時まで
提出先	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ・コンベンションセンター整備課

(様式 9-4)

受付番号			
------	--	--	--

※記載して提出すること。

令和 年 月 日

電気設備主任技術者の資格・実績等

参加者の名称			
氏 名			生年月日 S・H 年 月 日
所属企業等名			☐ 単体企業 ☐ 設計共同企業体 (☐ 代表構成員 ☐ 構成員) ☐ 協力事務所
	(入社年月) S・H・R 年 月		
保有資格(※1)	資格名称	登録番号	取得年月日
			S・H・R 年 月 日
			S・H・R 年 月 日

同種・類似業務の実績(※2)

業務区分(※3)	業務内容(※4)	受注形態	施設名称	所在地	用途	構造・規模 延床面積 席数(※5)	完成年月 (予定)	設計業務 完了年月
☐ 同種業務 ☐ 類似業務		☐ 単独 ☐ JV ☐ 協力			☐ 運動施設 ☐ 劇場等	造- / m ² 席		
☐ 同種業務 ☐ 類似業務		☐ 単独 ☐ JV ☐ 協力			☐ 運動施設 ☐ 劇場等	造- / m ² 席		

立地条件を踏まえた業務の実績(※2)

業務内容(※4)	受注形態	施設名称	所在地	用途	構造・規模 延床面積(※5)	完成年月 (予定)	設計業務 完了年月
	☐ 単独 ☐ JV ☐ 協力				造- / m ²		

【注意事項】

- ※1 「保有資格」は建築設計に係るものについて記載することとし、必要に応じて行を追加すること。
- ※2 主任技術者の業務実績は、本様式に記載する所属企業等名とは別の所属での実績でも差し支えない。
- ※3 「業務区分」欄の用語の定義は次のとおりとする。
- ・同種業務：一の空間で2,500席以上の観覧席を有する運動施設に係る新築等の実施設計
 - ・類似業務：一の空間で1,000席以上の観覧席を有する運動施設又は一室で1,000席以上の客席を有する劇場等に係る新築等の実施設計
- ・立地条件を踏まえた業務：鹿児島県内の建築物（一棟の延床面積が3,000m²以上の建築物の新築等に限る。）に係る実施設計
- ※4 業務内容には、業務種別（「基本設計」、「実施設計」）がわかるよう記載すること。なお、同一施設の基本設計及び実施設計の両業務を行っている場合は、両方記載すること。
- ※5 構造・規模は、構造種別一地上階数/地下階数を記述すること。（例：RC造-4/1）
- ※6 記載した資格・実績を証する書類を添付すること。
- （例）TECRIS写し、PUBDIS写し、設計業務委託契約書の写し、設計業務委託仕様書写し、図面写し、確認申請（計画通知）書の写し、完了通知書の写し、発注者が発行した証明書、雑誌の写し等。
- ※7 記載できる件数は、同種・類似業務の実績は最大2件、立地条件を踏まえた業務の実績は1件とする。

提出方法	持参又は郵便若しくは信書便により提出してください。
提出期間	令和7年11月13日(木)～同月19日(水)午後5時まで
提出先	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ・コンベンションセンター整備課

(様式 9-5)

受付番号			
------	--	--	--

※記載して提出すること。

令和 年 月 日

機械設備主任技術者の資格・実績等

参加者の名称			
氏 名			生年月日 S・H 年 月 日
所属企業等名			☐ 単体企業 ☐ 設計共同企業体 (☐ 代表構成員 ☐ 構成員) ☐ 協力事務所
	(入社年月) S・H・R 年 月		
保有資格(※1)	資格名称	登録番号	取得年月日
			S・H・R 年 月 日
			S・H・R 年 月 日

同種・類似業務の実績(※2)

業務区分(※3)	業務内容(※4)	受注形態	施設名称	所在地	用途	構造・規模 延床面積 席数(※5)	完成年月 (予定)	設計業務 完了年月
☐ 同種業務 ☐ 類似業務		☐ 単独 ☐ JV ☐ 協力			☐ 運動施設 ☐ 劇場等	造- / m ² 席		
☐ 同種業務 ☐ 類似業務		☐ 単独 ☐ JV ☐ 協力			☐ 運動施設 ☐ 劇場等	造- / m ² 席		

立地条件を踏まえた業務の実績(※2)

業務内容(※4)	受注形態	施設名称	所在地	用途	構造・規模 延床面積(※5)	完成年月 (予定)	設計業務 完了年月
	☐ 単独 ☐ JV ☐ 協力				造- / m ²		

【注意事項】

- ※1 「保有資格」は建築設計に係るものについて記載することとし、必要に応じて行を追加すること。
- ※2 主任技術者の業務実績は、本様式に記載する所属企業等名とは別の所属での実績でも差し支えない。
- ※3 「業務区分」欄の用語の定義は次のとおりとする。
- ・同種業務：一の空間で2,500席以上の観覧席を有する運動施設に係る新築等の実施設計
 - ・類似業務：一の空間で1,000席以上の観覧席を有する運動施設又は一室で1,000席以上の客席を有する劇場等に係る新築等の実施設計
- ・立地条件を踏まえた業務：鹿児島県内の建築物（一棟の延床面積が3,000m²以上の建築物の新築等に限る。）に係る実施設計
- ※4 業務内容には、業務種別（「基本設計」、「実施設計」）がわかるよう記載すること。なお、同一施設の基本設計及び実施設計の両業務を行っている場合は、両方記載すること。
- ※5 構造・規模は、構造種別一地上階数/地下階数を記述すること。（例：RC造-4/1）
- ※6 記載した資格・実績を証する書類を添付すること。
- （例）TECRIS写し、PUBDIS写し、設計業務委託契約書の写し、設計業務委託仕様書写し、図面写し、確認申請（計画通知）書の写し、完了通知書の写し、発注者が発行した証明書、雑誌の写し等。
- ※7 記載できる件数は、同種・類似業務の実績は最大2件、立地条件を踏まえた業務の実績は1件とする。

提出方法	持参又は郵便若しくは信書便により提出してください。
提出期間	令和7年11月13日(木)～同月19日(水)午後5時まで
提出先	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ・コンベンションセンター整備課

(様式 9-6)

受付番号			
------	--	--	--

※記載して提出すること。

令和 年 月 日

積算主任技術者の資格・実績等

参加者の名称			
氏 名			生年月日 S・H 年 月 日
所属企業等名			☐ 単体企業 ☐ 設計共同企業体 (☐ 代表構成員 ☐ 構成員) ☐ 協力事務所
	(入社年月) S・H・R 年 月		
保有資格(※1)	資格名称	登録番号	取得年月日
			S・H・R 年 月 日
			S・H・R 年 月 日

同種・類似業務の実績(※2)

業務区分(※3)	業務内容(※4)	受注形態	施設名称	所在地	用途	構造・規模 延床面積 席数(※5)	完成年月 (予定)	設計業務 完了年月
☐ 同種業務 ☐ 類似業務		☐ 単独 ☐ JV ☐ 協力			☐ 運動施設 ☐ 劇場等	造- / m ² 席		
☐ 同種業務 ☐ 類似業務		☐ 単独 ☐ JV ☐ 協力			☐ 運動施設 ☐ 劇場等	造- / m ² 席		

立地条件を踏まえた業務の実績(※2)

業務内容(※4)	受注形態	施設名称	所在地	用途	構造・規模 延床面積(※5)	完成年月 (予定)	設計業務 完了年月
	☐ 単独 ☐ JV ☐ 協力				造- / m ²		

【注意事項】

- ※1 「保有資格」は建築設計に係るものについて記載することとし、必要に応じて行を追加すること。
- ※2 主任技術者の業務実績は、本様式に記載する所属企業等名とは別の所属での実績でも差し支えない。
- ※3 「業務区分」欄の用語の定義は次のとおりとする。
- ・同種業務：一の空間で2,500席以上の観覧席を有する運動施設に係る新築等の実施設計
 - ・類似業務：一の空間で1,000席以上の観覧席を有する運動施設又は一室で1,000席以上の客席を有する劇場等に係る新築等の実施設計
- ・立地条件を踏まえた業務：鹿児島県内の建築物（一棟の延床面積が3,000m²以上の建築物の新築等に限る。）に係る実施設計
- ※4 業務内容には、業務種別（「基本設計」、「実施設計」）がわかるよう記載すること。なお、同一施設の基本設計及び実施設計の両業務を行っている場合は、両方記載すること。
- ※5 構造・規模は、構造種別一地上階数/地下階数を記述すること。（例：RC造-4/1）
- ※6 記載した資格・実績を証する書類を添付すること。
- （例）TECRIS写し、PUBDIS写し、設計業務委託契約書の写し、設計業務委託仕様書写し、図面写し、確認申請（計画通知）書の写し、完了通知書の写し、発注者が発行した証明書、雑誌の写し等。
- ※7 記載できる件数は、同種・類似業務の実績は最大2件、立地条件を踏まえた業務の実績は1件とする。

提出方法	持参又は郵便若しくは信書便により提出してください。
提出期間	令和7年11月13日(木)～同月19日(水)午後5時まで
提出先	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ・コンベンションセンター整備課

(様式10)

受付番号			
------	--	--	--

※記載して提出すること。

令和 年 月 日

設計業務の受賞歴

参加者の名称	
--------	--

1 プロポーザル参加者の設計業務の受賞歴(※1)

企業等名	施設名	受賞名称	業務内容(※4)	規模(※5)	受賞年
					年
					年

2 管理技術者個人の設計業務の受賞歴(※1)(※2)

施設名	受賞名称	業務内容(※4)	規模(※5)	受賞年
				年
				年

3 主任技術者個人の設計業務の受賞歴(※1)(※2)

区分(※3)	氏名	施設名	受賞名称	業務内容(※4)	規模(※5)	受賞年
						年
						年

【注意事項】

- ※1 設計業務の受賞歴は、建築設計・工業デザイン団体、公共団体が行う建築コンクール等の受賞歴（建物全体に対する受賞歴に限る。）を2件以内で記載すること。なお、一般社団法人日本建築学会、公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人公共建築協会、一般社団法人日本建設業連合会からの受賞歴がある場合は、優先して記載すること。
 なお、記載する受賞歴を証明する書類の写し等を添付すること。
- ※2 管理技術者、主任技術者個人の設計業務の受賞歴は、様式9の配置予定技術者一覧に記載する管理技術者、主任技術者の個人の受賞歴を記載すること。なお、現所属事務所以外の受賞歴を記載しても差し支えない。
 なお、管理技術者、主任技術者の受賞歴については、受賞歴を証明する書類の写し等を添付すること。
- ※3 総合、構造、電気、機械、積算の別を記載すること。
- ※4 業務内容には、業務種別（「基本設計」、「実施設計」）がわかるよう記載すること。なお、同一施設の基本設計及び実施設計の両業務を行っている場合は、両方記載すること。
- ※5 規模は、構造種別一地上階数／地下階数を記述すること。（例：RC造-4／1）

提出方法	持参又は郵便若しくは信書便により提出してください。
提出期間	令和7年11月13日(木)～同月19日(水)午後5時まで
提出先	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ・コンベンションセンター整備課

(様式 11)

受付番号			
------	--	--	--

※記載して提出すること。

令和 年 月 日

二次提案書 提出届

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住所
名称
代表者

印

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募型プロポーザルについて、別添のとおり二次提案書を提出します。

(担当者)

所属企業等名

職氏名

TEL

FAX

E-mail

【提出物】

- ① 技術提案書 A3版(片面横使い) 3枚以内 : 原本1部, 複写12部
- ② 景観への配慮事項適合チェックリスト(様式12)及び根拠資料 : 1部
- ③ 公開プレゼンテーション説明者等届出書(様式13) : 1部
- ④ 二次提案書のPDFデータを保存したCD-RまたはDVD-R : 1枚

提出方法	持参又は郵便若しくは信書便により提出してください。
提出期間	令和8年1月26日(月) ~ 同月30日(金) 午後5時まで
提出先	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ・コンベンションセンター整備課

(様式12)

景観への配慮事項適合チェックリスト(対象事業:スポーツ・コンベンションセンター整備事業)

参加者の名称					
項目			事業者ご自身でご記入いただく欄		適・不適等
景観形成の配慮事項			チェック内容 (各欄ごとにいずれか一つの口が■とならなければ「適合」となりません)	根拠資料	
(1)	高さ	① ・鹿児島市景観計画を遵守した高さとする。	☐ 事業箇所の市景観計画における建築物等の高さの限度(約〇〇m～〇〇m) (計画している建築物の階数: _____ 階、計画している工作物の高さ: _____ m) ☐ その他 (_____)	添付資料-〇	
		② ・ウォーターフロントパーク内における小規模建築物等は、水際線のプロムナードに配慮し、周囲に圧迫感を与えない程度の高さ(東屋や樹木の高さ3～4m程度)とする。	☐ ウォーターフロントパーク内ではないため、当該配慮事項は対象外 ☐ 建築物等の対象物:(_____), 計画している工作物の高さ: _____ m	添付資料-〇	
(2)	のぞみの場からの見通し	① 「のぞみの場1」 ・眺望に配慮する範囲・方向の建築物等については、港の活動の眺めを構成する既存の港湾施設と同程度の高さとする。	☐ のぞみの場1からの眺望に配慮する範囲・方向ではないため、当該配慮事項は対象外 ☐ 既存の港湾施設の高さ: _____ m, 計画している工作物の高さ: _____ m	添付資料-〇	
		② 「のぞみの場2, 3」 ・視線を遮らないように壁面位置をセットバックさせるとともに、周辺に圧迫感を与えないよう、建築物等の形態意匠を工夫する。 また、開放的な構造を取り入れるなど、外部と内部空間の連続性を演出する。	☐ のぞみの場2, 3からの景観に配慮する範囲・方向ではないため、当該配慮事項は対象外 ☐ 壁面位置のセットバック(セットバックの距離: 約〇m～〇m) ☐ 形態意匠の工夫 (具体的に、〇〇を工夫している。) ※ () 内に具体例を記入すること。 ☐ 外部と内部空間の連続性の演出 (具体的に、〇〇で演出している。) ※ () 内に具体例を記入すること。	添付資料-〇	
(3)	オーブン性の確保	① ・水際線のプロムナードにおいては、界限性・賑わい性を演出するため、比較的狭あい曲線のなものを基本とし、立ち止まって錦江湾、桜島への眺めや活きた港の活動を感じられる場所(たたずみの場口1～5)及び鹿児島旧港施設の歴史的建造物等をつなぐ回遊性を確保する。	☐ 水際線のプロムナードやたたずみの場口1～5及び鹿児島旧港施設の歴史的建造物等をつなぐ回遊動線に関連する範囲ではないため、当該配慮事項は対象外 ☐ 回遊性の確保 (具体的に、〇〇で確保している。) ※ () 内に具体例を記入すること。	添付資料-〇	

項目			景観形成の配慮事項	事業者ご自身でご記入いただく欄		適・不適等
				チェック内容（各欄ごとにいずれか一つの□が■とならなければ「適合」となりません）	根拠資料	
(3)	オープンスペース回遊性の確保	②	・マイアミ通り、朝日通り、みなと大通りから、ウォーターフロントパークや水際線のプロムナードをつなぐ回遊動線（めぐりの路）の連続性に配慮する。 ・また、立ち止まって錦江湾・桜島への眺めとともに、本港区エリアのまちなみや海への開放感、港の活動や市街地における活動を感じられる場所（たたずみの場□6～11）においては、ウォーカブルな空間や居心地の良い滞留空間を創出するとともに、オープンスペースを確保する。 ・なお、マイアミ通りからウォーターフロントパークに至るドルフィンポート跡地内の回遊動線は、著しく回遊性を損なうことのないように配慮する。	□回遊動線の連続性 （具体的に、〇〇で連続性に配慮している。）※（ ）内に具体例を記入すること。 □たたずみの場□6～11において、ウォーカブルな空間、居心地の良い滞留空間を創出し、オープンスペースの確保 （具体的に、〇〇でオープンスペースを確保している。）※（ ）内に具体例を記入すること。 □マイアミ通りからウォーターフロントパークに至るDP跡地内の回遊性の確保 （具体的に、〇〇で回遊性を確保している。）※（ ）内に具体例を記入すること。 □その他（ ）	添付資料-〇	
		③	・ウォーターフロントパーク及び水際線のプロムナードの回遊性を確保するため、ウォーターフロントパーク内に計画する建築物等は配置・形状や空地の確保に配慮する。 ・また、単調な回遊動線とならないようにランドスケープの工夫を行う。	□ウォーターフロントパーク及び水際線のプロムナードに面しておらず、当該配慮事項は対象外 □ウォーターフロントパーク内の建築物等における配置・形状や空地の確保 （具体的に、〇〇で配慮している。）※（ ）内に具体例を記入すること。 □回遊動線上のランドスケープの工夫 （具体的に、〇〇でランドスケープの工夫をしている。）※（ ）内に具体例を記入すること。 □その他（ ）	添付資料-〇	
(4)	水際空間	① ②	・水際線のプロムナードとして、「鹿児島港発祥の地」の歴史を伝える赤灯台、歴史的石積み護岸、白灯台の保全・活用を図る。 ・居心地が良く快適な水際空間をつくるため、水際線のプロムナードに面する敷地の建築物等は、オープンスペース等を介し建築物内外が一体となった開放的な空間を確保する。	□水際線のプロムナードに面しておらず、歴史的建造物の周辺でもないため、当該配慮事項は対象外。 □水際線のプロムナードとして、歴史的建造物の保全・活用 （具体的に、〇〇で活用している。）※（ ）内に具体例を記入すること。 □水際線のプロムナードに面する敷地等への開放的な空間を確保 （具体的に、〇〇で開放的な空間を確保している。）※（ ）内に具体例を記入すること。	添付資料-〇	
(5)	まちなみ形成	①	・地区全体として、調和のとれた沿道景観を形成するために、沿道建築物の壁面後退や、オープンスペース・セミパブリック空間の充実などにより、賑わいを創出する。	□壁面後退やオープンスペース・セミパブリック空間の充実 （具体的に、〇〇で賑わいを創出している。）※（ ）内に具体例を記入すること。 □その他（ ）	添付資料-〇	

項目			景観形成の配慮事項	事業者ご自身でご記入いただく欄		適・不適等
				チェック内容（各欄ごとにいずれか一つの口が■とならなければ「適合」となりません）	根拠資料	
(5)	まちなみ形成	②	・マイアミ通りからの回遊動線では、活気あるまちなみをつくるために、本港区エリア入口と、歩行空間の連続性を意識し、エリア内の建築物の低層部の機能や形態、外構の工夫を行うとともに、橋・デッキ等の活用により動線上の眺望に変化を与える。	☐ マイアミ通りからの回遊動線周辺ではないため、当該配慮事項は対象外 ☐ マイアミ通りからの回遊動線では、エリア内の建築物の低層部の機能や形態、外構の工夫、動線上の眺望の変化（具体的に、〇〇で工夫している。）※（ ）内に具体例を記入すること。	添付資料-〇	
		③	・建築物の壁面や屋上緑化に努め、敷地内に緑地スペースを設ける。	☐ 建築物の壁面や屋上緑化、敷地内に緑地スペースを設置（具体的に、〇〇を緑化している。）※（ ）内に具体例を記入すること。 ☐ その他（ ）	添付資料-〇	
(6)	建築物等のファサード	① ②	・建築物等のファサードについては、単調なデザインとならないよう分節化などによりメリハリのある壁面とし、さらに低層部のオープンスペース化により圧迫感の軽減に努めるなど、回遊動線（めぐりの路）からのまちなみ景観に配慮する。 ・また、動線については単調とならない様、ランドスケープの工夫を行う。 ・公衆トイレ等は、周囲の景観と調和のとれたものとする。	☐ 回遊動線からのまちなみ景観への配慮（具体的に、〇〇を工夫している。）※（ ）内に具体例を記入すること。 ☐ 動線について、ランドスケープの工夫（具体的に、〇〇を工夫している。）※（ ）内に具体例を記入すること。 ☐ 公衆トイレ等の周辺景観との調和（具体的に、〇〇を工夫している。）※（ ）内に具体例を記入すること。 ☐ その他（ ）	添付資料-〇	
(7)	色彩		・色彩は、統一性や周辺との調和に配慮しつつ、個性を演出できるよう工夫する。	☐ 色彩における工夫（具体的に、〇〇を工夫している。）※（ ）内に具体例を記入すること。	添付資料-〇	
(8)	屋外広告物	① ②	・本港区エリア内には屋外広告・貼紙等を、原則として設置しないものとする。 ・店舗名などの自家用広告物については、景観形成に留意し、色彩を抑え落ち着いた色使いとするなど、質の高いデザインとする。	☐ 屋外広告・貼り紙等は設置しない。 ☐ 自家用広告物における質の高いデザイン（具体的に、〇〇を工夫したデザインとしている。）※（ ）内に具体例を記入すること。	添付資料-〇	

項目		景観形成の配慮事項	事業者ご自身でご記入いただく欄		適・不適等
			チェック内容（各欄ごとにいずれか一つの口が■とならなければ「適合」となりません）	根拠資料	
(9)	屋根・屋上	・城山の斜面緑地や、市街地側の建築物などからの見下ろし景観、海上からの眺望を意識して屋根や屋上をデザインするとともに屋上の緑化に努める。 ・また、屋上などに設置される太陽光パネルは反射光に留意するように努める。	☐ 屋根や屋上のデザイン、及び屋上の緑化 （具体的に、〇〇を工夫したデザインとしている。）※（ ）内に具体例を記入すること。 ☐ 太陽光パネルの反射光への留意 （具体的に、〇〇を留意している。）※（ ）内に具体例を記入すること。 ☐ その他（ ）	添付資料-〇	
(10)	駐輪施設	・駐車場・駐輪施設の設置にあたっては、樹木や花壇などによるバッファゾーンの設置等、ランドスケープを工夫することにより、歩いて楽しめる様な空間となるよう努める。	☐ 駐車場や駐輪施設は設置しないため、当該配慮事項は対象外 ☐ バッファゾーンの設置等、ランドスケープの工夫 （具体的に、〇〇を工夫している。）※（ ）内に具体例を記入すること。	添付資料-〇	
(11)	① ② 夜間景観	・本港区エリア内の夜間景観を演出するため、照明の工夫に努めるとともに夜間の賑わいの演出に配慮する。 ・鹿児島旧港施設の歴史的建造物等を活用し、落ち着いた魅力的な夜間景観となるよう演出を工夫する。また、自家用広告物であっても、派手なネオンサインは設置しないものとする。	☐ エリア内の夜間景観を演出するため、照明を工夫し、夜間の賑わいを配慮 （具体的に、〇〇を工夫している。）※（ ）内に具体例を記入すること。 ☐ 歴史的建造物等を活用し、落ち着いた魅力的な夜間景観の演出 （具体的に、〇〇を工夫している。）※（ ）内に具体例を記入すること。 ☐ 自家用広告物のネオンサイン （具体的に、〇〇を工夫している。）※（ ）内に具体例を記入すること。 ☐ その他（ ）	添付資料-〇	

項目			景観形成の配慮事項	事業者ご自身でご記入いただく欄		適・不適等
				チェック内容（各欄ごとにいずれか一つの口が■とならなければ「適合」となりません）	根拠資料	
(12)	道路及び緑地・緑化	① ② ③ ④ ⑤ ⑥	・歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺のまちなみの特性に配慮した良好な景観の形成を図る。 ・歩行空間には、周辺の景観や歩きやすさに配慮した素材を使用する。 ・ガードレール・交通標識（法令に基づくものは除く）・信号・街路灯は、歴史・文化性を採り入れ、周囲の景観に配慮するとともに、個性ある景観づくりに寄与する様なデザインとするよう努める。 ・標識類は、形状や色彩が周囲の景観を損なわないことを基本とする。 ・緑地・ポケットパーク等のオープンスペースを設けることにより、快適性と開放感を確保する。 街路樹は緑陰を形成し、かつ地域特性やメンテナンスを考慮して、火山灰に強く、耐潮性のある樹種を基本とする。	☐ 周辺のまちなみの特性に配慮 （具体的に、〇〇を配慮している。）※（ ）内に具体例を記入すること。 ☐ 歩行空間の景観や歩きやすさに配慮した素材 （具体的に、〇〇の素材を使用して、景観に配慮している。）※（ ）内に具体例を記入すること。 ☐ ガードレール・街路灯等のデザイン （具体的に、〇〇を工夫して、景観に配慮している。）※（ ）内に具体例を記入すること。 ☐ 標識類の形状や色彩 （具体的に、〇〇を工夫して、景観に配慮している。）※（ ）内に具体例を記入すること。 ☐ オープンスペースを設置し、快適性と開放感を確保 （具体的に、〇〇を設置して、開放感を確保している。）※（ ）内に具体例を記入すること。 ☐ 街路樹は火山灰に強く、耐潮性のある樹種を基本 （具体的に、〇〇の樹種を使用して、地域特性に配慮している。）※（ ）内に具体例を記入すること。	添付資料-〇	
(13)	イのベ緩ン 和ト 時		・オープンスペースはまちの賑わいを創出するために、イベントを行う空間として積極的な活用を行う。	☐ オープンスペースのイベント空間としての活用 （具体的に、〇〇を設けて配慮している。）※（ ）内に具体例を記入すること。 ☐ その他（ ）	添付資料-〇	
(14)	その他	① ② ③	・多様な利用者が利用しやすいように、スロープの設置や立体動線の明確化、点字ブロックの設置や音による案内、自動ドアの設置や案内板の多言語化、ピクトグラム化を行うなどユニバーサルデザインに配慮する。 ・各所で、子どもをはじめ、多世代が楽しめる様な場の創出に努める。 ・本港区エリア内の設置物（自動販売機など）については、まちなみの美観を損ねないように配慮する。	☐ ユニバーサルデザインへの配慮 （具体的に、〇〇を行い、配慮している。）※（ ）内に具体例を記入すること。 ☐ 多世代が楽しめる様な場の創出 （具体的に、〇〇を設けて努めている。）※（ ）内に具体例を記入すること。 ☐ 設置物について、まちなみの美観を損ねない配慮 （具体的に、〇〇を配慮している。）※（ ）内に具体例を記入すること。 ☐ その他（ ）	添付資料-〇	

注1 本チェックリストは、鹿児島県本港区景観ガイドラインの配慮事項が記載されたチェックリストです。

注2 提案書に記載した提案内容に基づき各配慮事項をチェックしてください。

(様式 13)

受付番号			
------	--	--	--

※記載して提出すること。

令和 年 月 日

公開プレゼンテーション説明者等 届出書

住所
名称
代表者

印

標記のプロポーザルにおけるプレゼンテーションにあたって、次のとおり説明者等を届け出ます。

記

参加者名 (単体企業又は設計共同企業体)		
参加者の企業等名・職氏名 ※参加者につき3名まで。 (機材操作者を除く。) ※参加者全員について記入。 ※協力事務所が参加する場合はその旨を注記すること。	参加者の企業等名	職氏名
	(機材操作者)	
代表者 連絡先		
企業等名・職氏名		
電話番号		
携帯電話 (当日の緊急連絡先)		
FAX番号		
Mailアドレス		

【注意事項】

- ・詳細は、二次提案者に対し別途通知する。